⑵　国家公安委員会所管事業者は、⑴の規定の監督を行うに当たっては、契約等において次に掲げる事項について定めることが望ましい。
ア　委託先の個人データの取扱いに関する事項
イ　委託先の秘密の保持に関する事項
ウ　委託された個人データの再委託に関する事項
エ　契約終了時の個人データの返却等に関する事項
⑶　国家公安委員会所管事業者は、法、令、基本方針、この指針等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」というような記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第７　個人データの第三者提供に関する義務

１　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）

国家公安委員会所管事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。例えば以下の⑴から⑶までのような場合（法第23条第４項各号の場合を除く。）は、第三者への提供に当たると考えられる。

⑴　親子兄弟会社又はグループ会社の間で個人データを交換する場合
⑵　同業者間で、特定の個人データを交換する場合
⑶　外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

他方、例えば同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合（利用目的に制限がある場合を除く。）には第三者への提供には当たらない。

２　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）

次に掲げる場合については、１の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

⑴　法令に基づく例えば以下のような場合（なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、国家公安委員会所管事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）
ア　令状に基づく警察や検察等による捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
イ　捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）
ウ　令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第６条の５）
エ　触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第６条の４等）
オ　証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条・第211条等）
カ　裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
キ　裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第３項）
ク　裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条・第226条、家事審判規則第８条）
ケ　家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事審判規則第７条の２）
コ　犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
サ　疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第９条第１項）
シ　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７、所得税法第234条等）
ス　弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の２第２項）
セ　国勢調査等の指定統計調査に対する申告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第５条・第17条）
ソ　児童虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律第６条第１項）
⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である、例えば以下のようなとき。
ア　急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝えるとき。
イ　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供するとき。
ウ　暴力団等の反社会的勢力に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を企業間で共有するとき。
⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である、例えば以下のようなとき。
ア　感染症の予防のための調査に応じるとき。
イ　児童虐待のおそれがある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有するとき。
⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して国家公安委員会所管事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する、例えば以下のような場合（なお、国家公安委員会所管事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）
ア　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
イ　承認統計調査や届出統計調査に回答する場合

３　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項・第３項関係）

国家公安委員会所管事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、１及び２の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
⑴　第三者への提供を利用目的とすること。
⑵　第三者に提供される個人データの項目（例えば、氏名、住所、電話番号又は商品購入履歴）
⑶　第三者への提供の手段又は方法（例えば、インターネットへの掲載）
⑷　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、国家公安委員会所管事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、⑵又は⑶の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

４　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、１から３までの規定にかかわらず、国家公安委員会所管事業者は当該個人データを提供することができる。

⑴　利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合（例えば、データの入力等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合）
⑵　合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データを提供する、例えば以下のような場合
ア　合併又は分社化により、新会社に個人データを提供する場合
イ　営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合
⑶　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合（例えば、グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合、親子兄弟会社の間で利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合や外国の会社と利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合）であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。